

第32回 安来市農業委員会議事録

平成29年2月21日 午前10時00分 第32回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 小林 智弘君	2番 安松 智君	3番 青藤 治道君	4番 大櫃 和則君
5番 板垣 裕志君	6番 藤原 明紀君	7番 秋間千枝子君	8番 増田 和夫君
9番 北川 正幸君	10番 伊藤 聡彦君	11番 山本 朝來君	12番 長谷川雅博君
13番 新田 里恵君	14番 根來 茂樹君	15番 永田 正満君	16番 塩見 秀雄君
17番 富田由美子君	18番 谷川 忠美君	19番 妹尾 茂君	20番 田邊チカ子君
22番 板金 悟君	23番 渡邊 克実君	24番 小川 聡君	25番 岩田 繁樹君
26番 佐々木吉茂君	27番 山崎 雅三君	28番 加藤 昭彦君	29番 宮本 重徳君
30番 福田 渉君	31番 岡田 一夫君		33番 小藤 昇君
34番 渡邊 憲治君	35番 齋藤 哲君	36番 田中 通夫君	37番 渡辺 和則君

2. 欠席委員

32番 吉村 正君

3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 2月21日 1日
日程第 3	議第127号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 4	議第128号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	報第129号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議第130号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議第131号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 8	報第137号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第138号 農地法第5条の規定による届出について
日程第10	報第139号 農地法第18条の規定による通知について
日程第11	報第140号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第32回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表・全員協議会資料であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第32回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

32番 吉村委員です。

議長：田中 通夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により28番 加藤委員、29番 宮本委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君

日程第3 議第127号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

2ページをご覧ください。議第127号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページから5ページに案件の内容、6ページから8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、27件で 賃借権設定 に関する案件が26件と 所有権移転 に関する案件が1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番から18番は、同一事業ですので一括して説明させていただきます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地 と判断します。転用目的は、太陽光発電施設で、権利の設定は賃借権の設定です。申請者は、太陽光発電事業者ですが、この度、6,000枚の太陽光発電施設の計画をしました。しかし、この規模の施設を設置できる場所がなく探しましたが、適した場所がなく困っていました。そこで、太陽光パネルを広範囲に設置でき、日照時間が多く、近隣に存在する工業団地への電力需要のための送電網が整備されており、申請地の地権者も水稻の減反政策による農地の維持管理と猪の被害対策の対応に苦慮していたことから、同意を得られた農用地をやむを得ず利用するものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の賃貸料は、1番から18番の26筆合わせて3,311,231円です

19番から26番は、同一事業ですので一括して説明させていただきます。農地の区分は、市街化調整

区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜が高性能農業機械による営農に適する農地で甲種農地と判断します。転用目的は、営農型太陽光発電設備で、期間は3年です。申請者は太陽光発電を行う会社で、太陽光発電設備を設置できる土地を探していましたが、適地が見つからず困っていました。そこで、地権者の同意が得られ、ソーラーパネルを効率良く設置でき、日照条件の良い申請地で、営農をしながら太陽光発電を行うものです。また、営農型太陽光発電の一時転用の条件として一つ目として、下部の農地における営農を適切に継続される事ですが、さかき と しきみ が栽培され、平均的な単収と比較して8割以上となる計画です。二つ目として、簡易な構造で、容易に撤去できる支柱となっています。三つ目として、支柱の高さ、間隔等から見て農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間が確保されている事ですが、2.5mから3mの高さとなっており条件は、満たされています。よって当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められますので、農地法施行令第11条第1項第1号イ 工作物の設置の一時的な利用に供するもの に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。土地の賃貸料は、1筆あたり年間、138,400円です。

27番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、看板用地で、権利の設定は所有権の移転です。申請者は、国道9号線沿いの市街化区域内に店舗を建設することとしました。そして、それに伴い店舗用の看板を設置する計画を立てましたが、店舗敷地内、隣接地の用地では、見通しが悪い為、適地がなくなると困っていました。そこで、道路からも良く見通せ、所有者の同意が得られ、周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に看板を設置するものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、4万円です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から現地の確認並びに説明をお願いしたいと思います。1番から18番の案件について12番 長谷川委員、19番から26番の案件について30番 福田委員、27番の案件について2番 安松委員をお願いします。

12番 長谷川 雅博君

12番 長谷川です。5条申請の1番から18番26筆、申請地は一団となりますので合わせて説明させていただきます。6ページをご覧ください。中央に山陰道安来道路が東西に走っています。その北側に並行して県道334号線通称安来インター線、途中の左側に安来インター入口交差点があります。安来インター入口交差点から東へ約500m行きますと、図中央に市道和田南線との交差点安来インター工業団地入口交差点があります。その交差点を山陰道の下をくぐり南へ50m行った地点が申請地となります。よろしくをお願いします。

30番 福田 渉君

30番 福田です。7ページの位置図をご覧ください。5条申請19番から26番について説明します。位置図にあります青い線は干拓の中海の水路で9号線より道の駅へ向かって300m、そこから橋を渡らずに安来方面に約1.3km行った所に門生町の水門があります。その最初の所から8筆点在していますのでよろしくをお願いします。

2番 安松 智君

2番 安松です。27番案件の場所の説明をします。8ページの位置図をご覧ください。図中央、東西に走っている道路が国道9号線です。JR安来駅から国道9号線を東へ米子方面に約1.9km行った所が図中央付近にあります鉄鋼センター入口交差点です。その交差点からさらに東方面に約50m行った右側の三叉路の角、2方向が道路に挟まれている場所が申請場所です。よろしくをお願いします。

議長：田中 通夫君

それぞれ、地元委員からの説明が終わりました。

次に、現地調査5班の調査報告を31番 岡田委員お願いします。

31番 岡田 一夫君

31番 岡田です。現地調査の報告を行います。今月の調査班は第5班で、根來班長、富田委員、伊藤委員と私、岡田4名と事務局から竹内局長、細田主査で現地調査を行いました。まず1時から事務局にて概要説明を受けて現地調査に出かけました。1番から18番まで同一の業者がしますので、一緒に報告をさせていただきます。地元農業委員、長谷川委員、新田委員、福田委員、安松委員から地元説明を現地で受けました。申請地は、申請書のとおり安来市黒井田町と早田町、佐久保町にまたがる地権者18名、筆数が26筆、総面積が28,043㎡の農地です。転用目的及び用途の詳細ですが、申請地に太陽光発電施設を建設し、太陽光発電所として営業運転をする施設を作る計画であります。申請地を選定した理由ですが、十分な日照量が確保可能で、地形がおおむね平坦でパネルの設置に適しているということ、近隣に工業団地があり、送電線も整備されていること、地元のほうですが、農済で減反政策、生産調整のために年々調整田が多くなり、イノシシ被害が増大して、なかなか有効利用ができない状態になっており、地元の方々も有効活用に苦労しておられたという時の計画だったので、地権者の方から積極的な協力が得られこの場所を選定されたというふうに説明を受けております。事業内容と転用面積の必要性ですが、発電事業として約6,000枚の太陽光パネルを設置及び関連施設として、28,043㎡が必要ということでございます。用排水の処理方法は取水はございませんので、雨水の排水は、沈砂池を設けてそこに集水をして既設の水路に流すということになっています。それから過去5年間の転用実績ということですが、この申請者については江津市において2か所同等程度の発電設備を運営しておられます。権利の設定内容は賃借権で転用許可日より20年間ということになっております。資金調達は、すべて自己資金で行うということです。土地の造成に伴う被害防除施設の概要でございしますが、造成は深いところで高さが1.2mの盛土、盛土の上面ですが水勾配ということで1%をつけるというふうに説明を受けております。それから発電所施設外周をフェンスで囲み、事故防止をすると、定期的な除草等を行い環境保全に努めるということで農業施設に支障は生じないと、支障が生じた場合は、関係者と協議の上適正な処置をしますということです。添付書類ですが、市の確認書、土地改良区の意見書、集落水利組合長、隣接地権者等関係者の同意書も完備してあり、調査班としては許可妥当と判断したことを報告します。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

続きまして19番から26番の営農型の太陽光発電設備の設置の案件の説明をします。地元委員の福田委員、安松委員から現地で説明を受けました。申請地は安来市中海町ということで1区画が約2,000㎡を少し割るような区画の場所でございます。その土地の1区画につき太陽光の支柱一部分ということで、9.57㎡の農地の一時転用ということでございます。これと同じことが他に7筆、合計で8筆あるということです。転用目的及び用途は営農型の太陽光発電施設を設置するという事で今の柱部分の9.57㎡を一時転用します。申請地を選定した理由は、地権者から維持管理が困難であるということで、申請地の有効活用をどういうふうにしたらいいか相談を受けられたそうです。その結果、営農型の太陽光発電施設として活用をしたいということで話がまとまり今回の申請になりました。事業内容と転用面積の必要性ですが、申請地の1カ所、例として言えば、1,947㎡の内の9.57㎡の農地を柱部分ということで一時転用をして約2.5mから3m上のほうに太陽光パネルを設置して、営農型として運用していくということです。営農作物につきましては1筆にさかきを252本、しきみを252本植栽するという事になっています。営農は別会社でという計画されています。用排水の処理方法は、既設用水路があり、雨水等は既設水路へ流します。権利の設定内容ですが、賃借権で一時転用許可日より3年間ということで、その繰り返しをされるように。資金調達につきましては、自己資金と銀行からの借入金で賄われるというふうになっています。土地造成に伴う被害防除施設の概要は、造成は整地のみ、申請地にフェンスを設置し、隣接農地に雨水等流入防止を対処するという事です。隣接農地に対する日照、通風等影響を考慮し、被害が発生した場合は責任を持って対処するとのことです。添付書類ですが、市の確認書、土地改良区の意見書、集落水利組合長、隣接地権者等関係者の同意書もあり、調査班としては許可妥当と判断したことを報告します。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

続きまして27番案件の看板設置の申請案件です。地元委員の福田委員、安松委員から地元説明を受けま

した。申請地は安来市黒井田町の農地です。転用の目的、用途は、コンビニエンスストアの看板設置ということです。申請地を選定した理由については、看板を設置することにより店舗の視認性が飛躍的に高まるということです。事業内容と転用面積の必要性ですが、看板の設置必要面積が概ね10㎡程度ということですが、申請地は13㎡ということで、広さがちょうど適地であったということでこの地を選定されたと説明を受けています。権利の設定内容は所有権移転です。資金調達は自己資金で行うということです。用排水の処理方法についてですが、雨水は既設水路に流します。土地造成に伴う被害防除施設の概要についてですが、表面はすべてコンクリート張りをするというごさいます。被害が生じた場合は、関係者と協議をして、措置を講じるということです。添付書類ですが、市の確認書、土地改良区の意見書、集落水利組合長等関係者の同意書もあり、調査班としては許可妥当と判断したことを報告します。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長：田中 通夫君
地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君
ないようですので、只今から1番から18番の案件について一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

15番 永田 正満君
議長。

議 長：田中 通夫君
15番 永田委員

15番 永田 正満君
15番 永田です。事務局から1番から18番の賃借料の合計が3,311,231円と言われましたが、これは年間ですか。

事務局：細田 正樹君
失礼しました。年間です。

15番 永田 正満君
1年間ですね。わかりました。

議 長：田中 通夫君
他に質疑はありませんか。

議 長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君
次に、19番から26番の案件についても一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

23番 渡邊 克実君
議長。

議長：田中 通夫君
23番 渡邊克実委員。

23番 渡邊 克実君
23番 渡邊です。先程、調査班の説明によりますと、営農の方を別会社でされると報告されましたが、太陽光をされる会社と、営農をされる会社との関係性はどのようなふうになっているのかを教えてください。

事務局：竹内 章二君
失礼しました。今回この5条許可をしていただいて初めて3条の賃借、地上権設定に進めるようになります。今の渡邊委員からのご質問については、3条で詳しくご説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。関係だけをいいますと、太陽光発電が親会社、営農するのがその子会社の別会社です。

23番 渡邊 克実君
実際に他でもやっておられるのですか。そういう形で他の場所でもやっておられる実績がありますか。

事務局：竹内 章二君
他ではやっておりません。今回、この安来で初めて別会社を立上げて、その会社の従業員が農業にあたるということです。

23番 渡邊 克実君
わかりました。

議長：田中 通夫君
他に質疑はありませんか。

議長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君
次に、27番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第4 議第128号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

9ページをご覧ください。議第128号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて10ページから14ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、29件で、所有権移転 に関する案件が13件と 賃貸借の設定 に関する案件が8件と地上権の設定 に関する案件が8件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、贈与による受贈のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は車で5分で、必要な農機具は、乾燥機、消毒機を各1台所有しています。また、労働力は本人1人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

2番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は1km、必要な農機具は、トラクター、コンバイン、ハーベスター、運搬車、乾燥機、軽トラックを各1台所有しています。また、労働力は本人と妻の2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、77番1、77番3、78番 が 10a当たり3,188円、82番2 が 10a当たり 22,292円、84番 が 10a当たり 18,243円、87番2 が 10a当たり 18,228円、87番3、87番4 が 10a当たり 3,188円、90番 が 10a当たり 3,350円、93番1 が 10a当たり 29,467円、99番1 が 10a当たり 31,623円、100番 が 10a当たり 3,233円 です。

3番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約2km、必要な農機具は、トラクタ、田植機を各1台所有しています。また、労働力は本人と妻、子の3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり 130,000円です。

4番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は 約100m、必要な農機具は、田植機、コンバイン、トラクター、乾燥機を各1台所有しています。また、労働力は本人と父、母の3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり 500,000円です。

5番から12番は、同一の譲受人の案件ですので一括して説明させていただきます。この8件は、相手方の要望による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は車で15分、必要な農機具は、トラクター、田植機、ハーベスターを各1台所有しています。また、労働力は本人と妻の2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、全筆とも10a当たりの単価が、61,302円です。

13番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は2km、必要な農機具は、田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。また、労働力は本人と妻、子の3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、2筆それぞれ11万円です。

14番から21番は、同一の譲受人の案件ですので一括して説明させていただきます。この8筆は、農地法第5条の営農型太陽光発電設備の設置に伴い、発電パネルの下で耕作を行うためのものです。譲受人は、農地法第3条第3項の規定に基づく解除条件付きの賃貸借権を設定するもので、許可の基準となっています

貸貸を解除する旨の条件が契約に付されており、役員の時常従事についても満たされています。また、安定的な農業経営については、サカキ、シキミを栽培し、生育に応じた単収のおおむね8割以上を生産する計画で安定的に農業経営を行うことが見込まれています。以上の点から許可要件は満たされています。この農地の対価は、8筆それぞれ年間2万円です。

22番から29番は、同一の譲受人の案件ですので一括して説明させていただきます。この8筆は、地上権の設定に関する案件です。農地法第5条の営農型太陽光発電施設の設置で、農地の上に太陽光パネルを設置するため地上権を設定するものです。営農型発電設備の下部の農地の地上権設定に係る農地法3条許可の判断につきましては、法第3条2項の規定の要件は満たす必要はありませんが、当該農地および周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れが無く、農地の所有者の同意を得ていると認められる場合に許可相当とされるものです。また、農地法第5条の営農型太陽光設備の設置の県の許可と、農業委員会の3条の地上権の設定の許可日が同一でされることとなっておりますので、この場で可決された場合は、県の5条許可を待ち同日で許可を出すこととなります。なお、この農地の対価は、無償です。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1、2番の案件について20番 田邊委員、3番の案件について29番 宮本委員、4番の案件について19番 妹尾委員、5番から12番の案件について25番 岩田委員、13番の案件について6番 藤原委員、14番から21番の案件及び22番から29番の案件について30番 福田委員 それぞれお願いします。

20番 田邊 チカ子君

20番 田邊です。1番案件について説明します。国道432号線を西比田方面へ向い、県道草野横田線に入り、伯太方面へ向かって1km行き、そこから右の方へ市道を約1km位行った所の橋の手前を右へ上がった所が申請場所です。この案件は生前贈与ですが、他の筆は贈与が終わっていましたが、これが1筆残っていたようで、今回申請されました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いします。

2番の案件ですが、場所は国道432号線沿いの梶福留地区のこまんば市 という店の裏です。譲渡人は相続財産管理人からの譲り渡しで、譲受人は何年も前からこの田んぼを利用権で耕作をしておられる方です。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いします。

29番 宮本 重徳君

29番 宮本です。3番案件について説明します。伯太川に架かる伯太大橋を東に入ると交差点があります。県道102号線です。その約200m位手前の右側が申請場所です。譲渡人は以前市内におられました。市外へ転勤になり、譲受人に所有権移転するものです。各委員の皆様のご審議の程よろしく願います。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾です。4番案件について説明します。場所ですが、白鳥ロードを西に向かっていきます。県道安来木次線と農道との交差点、飯梨川の土手の交差点ですが、それを北側に沿って約400m行き、東側約50m行った所です。譲渡人は94歳と高齢になられまして、跡を継がれる方もおられないということで、近所の方で作っていただけの方がおられればという話になり、近所の方々が手分けして探されて、今回のような形で譲受人の方が経営拡大されるという形になったそうでございます。譲受人も近隣で約3丁の田んぼをやっておられ周辺農地への影響はありません。各委員の皆様のご審議の程よろしく願います。

25番 岩田 繁樹君

25番 岩田です。5番から12番の案件について説明します。先ず、申請場所の説明をします。伯太庁舎から上に約300m行った所に安能広域農道が走っています。そこを始発として終点が広瀬になります。その広瀬の終点のところに国道432号線が走っていますが、その手前500mが申請場所です。5番から12番はすべて同じ場所にあります。相手方の要望ということもあり、譲受人も現在8,727㎡の農地を

維持管理しておられます。この申請も経営拡大ということで、周辺に与える影響もないと思っています。各委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

6番 藤原 明紀君

6番 藤原です。13番案件について説明します。広瀬荒島線、足立美術館の交差点から荒島の方へ向いますと飯梨小学校があります。1筆がその飯梨小学校の手前200m位の所、東側の2枚目の田んぼです。もう1筆は足立美術館の北側の方ですが、50m位手前の西側10枚目くらいの所の田んぼです。地主の方が不在地主であり、譲受人が今までずっと賃借で耕作しておられました。周りの営農に関して影響はないものと思っておりますので、各委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

30番 福田 渉君

30番 福田です。14番から29番案件について説明します。は国道9号線より道の駅の方面に約300m行きますと堤防があります。堤防から安来方面に約1.3km行った東と門生の水門の川べりの上流の方が申請場所です。この農地は太陽光発電をするために農地を借りて営農型発電設備を設置するものです。営農の方は初めてということですが、研究を重ね、意欲的にさかきとしきみを作って経営をすることで、周囲の農地に影響を与えることはないと思います。各委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

3番 青藤 治道君
議長。

議 長 田中 通夫君
3番 青藤委員

3番 青藤 治道君
3番 青藤です。譲渡人の所有面積と所有権移転の面積が若干違うようですが、何か理由がありますか。

事務局：細田 正樹君
譲渡人の方は若干面積があるんですが、もう1筆ほど小さい筆があります。

3番 青藤 治道君
わかりました。

議 長：田中 通夫君
他に質疑はありませんか。

議 長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君
次に、5番から12番の案件について一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君
次に、13番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、14番から21番の案件および22番から29番の案件については関連した案件ですので一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

33番 小藤 昇君

議長。

議長：田中 通夫君

33番 小藤委員。

33番 小藤 昇君

33番 小藤です。これは営農型の太陽光ということであまり例がないわけですが、作物を作られて、その収支とか確認作業は地元委員さんがされるのか、あるいは県のどなたかがされるのか、それと収支決算なんかは何年かに1回は見直しされるものなのかを教えてくださいたいです。

事務局：細田 正樹君

はい、現地の確認はちょうど今頃の時期になりますが、県に1年に1回営農状況を報告することになっています。

33番 小藤 昇君

現地確認は誰がされるのですか。

事務局：細田 正樹君

報告書が出た段階で地元農業委員さんと事務局とで現地確認を行い、県に報告するということになります。確認するところは生育関係、周辺の作物に比べて8割程度の収量があるかどうかというところなんです。それで8割に達していなかった場合、要件を満たすことができないということで、撤去することとなります。ただし、この場合は、6年目に最盛期に入ることですので、それまでは、毎年の生育状況に合わせて判断していくという形になります。

33番 小藤 昇君

わかりました。

議長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

29番 宮本 重徳君

議長。

議長：田中 通夫君

29番 宮本委員。

29番 宮本 重徳君

29番 宮本です。この譲受人は新規就農というのには当たらないわけですか。どこかで営農をやっておられますか。

事務局：細田 正樹君

この場合は一時転用ということで、期間が3年であります。発電が目的でありますので、新規就農という形ではありません。継続的にずっと何十年とやっていかれるということならば、そうかもしれませんが、もし状況が悪ければ3年で切れてしまうという状況ですので、新規就農ではないということです。

29番 宮本 重徳君

太陽光発電が主たるものということはお聞きしていますが、地権者から土地を借りて太陽光の下で作物を植えられるということになると、私は新規就農者ではないかと思いますが、その辺をできればもう少し教えていただけますか。

事務局：竹内 章二君

この案件は通常の新規就農で担い手委員会で審査をいただく案件ではないということです。これについては、先程小藤委員の質問にありましたように、平均収量の80%を目安としなさいというだけで、収支については条件が付いておりません。委員会で審査いただく場合は、営農計画等作っていただいて収支がきちんとあって、農業でやっていけるということを審査いただきますので、営農型太陽光発電の施設設置に伴うものについては、その委員会を通すものではございません。新規ではありますが、当然面積も50aを超えておりますので、条件はすべてクリアしているというように判断しております。

29番 宮本 重徳君

はい、わかりました。ありがとうございました。

議長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第5 議第129号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

15ページをご覧ください。議第129号 農地法第4条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。16ページに案件の内容、17ページから18ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地（その他）と判断します。転用目的は、植林です。申請地は、周囲を山林に囲まれた位置にある農地で、申請者は、猪等の有害鳥獣の被害に悩まされておりました。しかし、申請者は、高齢となり被害

対策も人手が無く、今後も、農地として維持管理をしていくことが難しくなってきたため、ヒノキを植林し山林として管理して行く計画を立てたものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地（その他）と判断します。転用目的は、車庫の建設です。申請者は、現在、一人暮らしですが、近い将来、養子を迎える予定となっていますが、車を駐車するスペースがないため、駐車場を設ける計画をしました。しかし、周辺で駐車場に出来る土地を探しましたが、適地がなく困っていました。そこで、自宅周辺の所有地で県道に隣接しており利便性の良い申請地に、車2台の車庫と来客用1台が駐車できるスペースを設けるものです。

よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 25番 岩田委員、2番の案件について 34番 渡邊憲治委員 お願いします。

25番 岩田 繁樹君

25番 岩田です。1番案件の申請場所の説明をします。17ページの位置図をご覧ください。右上にあります地図でご説明したいと思います。水色に塗ってあるのが飯梨川です。東側に国道432号線、手前に市道が走っているわけですが、手前の市道を南側の方に走っていただきますと、月山憩いの湯あるいは富田山荘入口があります。そのまま左に曲がりますと塩谷線という道路に入っていきますが、これを先に行きますと安能広域農道につながります。その途中を左に入っていきますと、私道でおおよそ100mまで行かないところが申請場所です。

34番 渡邊 憲治君

34番 渡邊です。2番案件の申請場所の説明をします。18ページの位置図をご覧ください。右上の方から左下に向けて国道432号線、赤い線が出ておりますが、これを上がりますと比田郵便局があり、これを過ぎて約500m先の右手の方に金屋子神社の鳥居が見えます。その鳥居の反対側左方向に入り、県道草野横田線を追神方面に約1km行った右手が申請場所です。以上です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査5班の調査報告を31番 岡田委員お願いします。

31番 岡田 一夫君

31番 岡田です。調査班の現地調査の報告をします。1番案件は転用して植林をしようという案件です。これにつきましては地元農業委員の岩田委員、北川委員、板垣委員から地元説明を受けました。申請地は安来市広瀬町富田地内の2筆、面積340㎡と899㎡の農地であります。家族構成ですが、夫婦2人暮らしで、高齢になられたということです。転用目的ですが、周囲が山林地帯に接した農地のため、徐々にイノシシ被害で収穫不能になり、植林の上、山林にしたいということが目的です。申請地を選定した理由は同じようなこととなりますが、山林地帯に隣接した農地であり、農地として保全管理ができなくなったということがございます。事業内容と転用必要面積ですが、ここにヒノキを250本植栽することで山林として管理をしたいということがございます。用排水の処理方法は水はけを良くするように要所に溝を切り谷間の水路に流します。権利の設定内容でございますが、転用許可日より永久です。資金の調達方法は自己資金と自己労力により植林をしていきたいということです。土地造成に伴う被害防除施設の概要は、造成工事はなし、周辺に農地はないということです。添付書類については土地改良区の意見書、集落水利

組合長、隣接地権者等関係者の同意書もあり、調査班としては許可妥当と判断したことを報告いたします。委員の皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

続きまして2番案件ですが、転用をして車庫を建設するという案件です。地元農業委員の渡邊憲治委員、田邊委員、北川委員、板垣委員から説明を受けました。申請地は広瀬町西比田地内、面積198㎡の農地であります。転用目的及び用途は自宅の車庫建設です。申請地を選定した理由につきましては、県道沿いで一番近い所有地であるということです。事業内容と転用面積の必要性ということですが、自作田が150a、畑を80a保有する農家で、現在は1人暮らしをしておられます。近い将来養子を迎えるということもあり、来客用と合わせて2、3台分の車庫ということで、36㎡の車庫を建設するためにこの198㎡が必要ということです。さらにこの農地ですが、亡きお父さんが耕作道を設けて平成13年までビニールハウスや、露地で野菜を栽培されていた農地ということで、耕作道もあり、利便性も良いということも一つの条件ということでここを選定されております。用排水の処理方法ですが、雨水は自然浸透、大雨については既設水路に流します。権利の設定内容は転用で許可日より永久です。調達資金は自己資金ということです。土地造成に伴う被害防除施設の概要につきましては、申請地は所有地を分筆して設けておりますので、特になしということです。添付書類ですが、土地改良区の意見書、集落水利組合長、隣接地権者等関係者の同意書もあり、調査班としては許可妥当と判断したことを報告いたします。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長：田中 通夫君
地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君
ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君
日程第6 議第130号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、31番 岡田委員の退席を求めます。

議 長：田中 通夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

19ページをご覧ください。議第130号 農用地利用集積計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めます。別紙資料1の1ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の 利用集積計画件数、面積 の欄をご覧ください。今月は、賃借権が208件で212, 272㎡、使用貸借が11件で15, 805㎡、全体で219件で総面積が228, 077㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長：田中 通夫君

質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、31番 岡田委員の退席を解除します。

議長：田中 通夫君

日程第7 議第131号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申請書の提出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

21ページをご覧下さい。議第131号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申出書の提出について 上記のことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めます。22ページから26ページに渡りまして申出書の内容等を掲載しておりますのでご覧下さい。今月の農地借入あっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：仙田 美浩君

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により貸付あっせん申出書が提出されましたので、市を經由して農業委員会へ提出いたしました。あっせんの適格者の可否のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から現地の確認並びに説明をお願いしたいと思います。

14番 根来 茂樹君

14番 根来です。本案件は代表取締役が安来地内でございますので、先程お話がありましたが、私と田中会長で現地調査を行いました。申請地は中海干拓地内です。島田小学校校門より北へ250m行きますと調整池の横を通る幹線道路があります。それを右折して東へ約250m行きます。それから道の駅方

向に2ブロック行きますと、公社、JAがある支線道路があり、その反対側、海側に左折して2枚目、右を行きますと、角地の隣から3筆、9122㎡が申請地でございます。先程、宮本担い手対策委員長からご説明がありましたが、今回は特異な初めての形での申請内容であったと思います。そういった中で、銀行関係の幹部と島根県中小企業未来挑戦投資事業有限者組合により、投資ファンドという形でのベンチャー企業育成資金という形で資金が出てきた案件でございます。これが終わりますと3月1日に資金が出て、これが通りましたあと、3月31日に全額、1億8000万のお金が出るということです。そういう申請を勝ち得て、投資会社として有効だということが証明されたということで、このファンドが出たということです。取締役等々銀行の2人の監査役がついて、投資会社からも毎年弁護士が会計の方を見ていくという形で、健全に体制を整えてやっていくということです。この案件そのものの、トマトの育成ということでございますが1年間ずっとやっていくということで、相当な技術を要することでございますが、それをクリアしながらやっていくということです。販路の方は地元よりも大阪方面を計画しています。それも、投資会社と本人共々この企業を育てていくという大掛かりなプロジェクト的な案件でございます。我々も資金の面、長期的な技術力、販路などを鑑みまして妥当はないかと判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

議長：田中 通夫君

それでは、この案件につきましては、中海干拓対策委員会と担い手対策委員会が合同で開催されていますので、協議報告があります。宮本担い手対策委員長よろしくお願ひします。

29番 宮本 重徳君

29番 宮本です。先般14日に中海対策委員会、担い手対策委員会、事務局それから地元委員として田中会長、根来委員と本人から聞き取りも行いながら合同で検討会を行いました。先程事務局からお話がありましたが、3筆合計9,122㎡を10年間借り受けでされる予定です。基本的にはトマトということです。取締役が2名おられますがまだ若い方です。それから事務員さんを1人、作業員を当初は3人くらい雇う予定です。トマトは当初の計画では売上が3000万円くらいで、5年後には1億7000万円を目指すということです。トマトの栽培はアイメック栽培、下にフィルムなどを入れて行う水耕栽培というふうに聞いております。ハウスが非常に高額の様です。40m幅の80mの連棟を1年目に建てて、2年目には20m×50mの連棟、3年目にも20m×50mの連棟を1棟建てる計画です。基本的には自己資金が1億8000万円、ハウス、アイメックの方に非常にたくさんの資金がいるのではないかと思います。それから、機械としましては、収穫用の作業車が何台か入るようです。1年中栽培ということであり、LPG暖房でされるそうです。資金ですが、本人が50万円、大学ファンドが1億5950万円、島根県中小企業未来挑戦投資事業が2000万円、合計1億8000万です。大学に農林水産6次化産業プロジェクトセンターというのがあり、協力をされるそうです。品種の件についてもいろいろ指導をされるようです。本人は他の場所でトマト栽培も大々的にやっておられましたので、キャリアはあるということを私も見ております。最終的に中海対策委員会、担い手対策委員会とも妥当ではないかということで協議を終えております。

議長：田中 通夫君

委員長報告がありました。質疑がありましたらご発言をお願いします。

28番 加藤 昭彦君
議長。

議長：田中 通夫君

28番 加藤委員。

28番 加藤 昭彦君

28番 加藤です。事務局の説明の時に既存の会社の子会社というふうなお話がありましたが、詳しく説明をお願いします。

事務局 竹内 章二君

今、営農している法人がありますが、そこに属されていた方が今回、別法人を立ち上げて、大学、金融機関、国等の援助を受けて、研究も含めこの計画で申請しておられます。

事務局 細田 正樹君

別会社でございまして、元そこにおられました社員さんが会社を立ち上げられて、今回あっせんの申し出をされたということになります。申し訳ありませんでした。

28番 加藤 昭彦君

はい、わかりました。

議 長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

26番 佐々木 吉茂君

議長。

議 長：田中 通夫君

26番 佐々木委員。

26番 佐々木 吉茂君

毎回このような案件に、貴重な時間を費やして皆さんに審議した結果、良いのではないかという話になるわけですが、その後の経過が一つも分かりません。その後順調に進んでいるとか、だめになったとか経過報告をしていただきたいと思います。以上です。

議 長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議 長：田中 通夫君

それでは質疑がないようですので採決いたします。提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第8 報第137号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

27ページをご覧ください。報第137号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。28ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出は、相続が1件です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第9 報第138号 農地法第5条の規程による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

29ページをご覧ください。報第138号 農地法第5条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。30ページに届出の案件内容と31ページに4番から6番の譲渡人、32ページから33ページに届出位置図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、5件でいずれも 所有権移転 に関する案件です。届出場所についてはのちほど、地元委員から報告させていただきます。

1番と2番は、転用目的は、集合住宅建築で、権利の設定は所有権移転です。この農地の対価は、公開されていません。

3番は、転用目的は、自宅敷地で、権利の設定は所有権移転です。この農地の対価は、公開されていません。

4番は、転用目的は、自宅敷地で、権利の設定は所有権移転です。この農地の対価は、公開されていません。

5番は、転用目的は、社員駐車場で、権利の設定は所有権移転です。この農地の対価は、公開されていません。

6番は、転用目的は、進入路で、権利の設定は所有権移転です。この農地の対価は、公開されていません。

2番 安松 智君

2番 安松です。大きく分けて1番、2番案件、残りの3番から6番案件と位置図が別々になっておりますので分けて説明させていただきます。まず1番2番案件の場所ですが、32ページの位置図をご覧ください。図中左に青い部分がございます。これは安来港の一部ですが、安来駅からまっすぐ北へ向かいまして、安来港沿いを北東方向に約600m行った所にある交差点を右折し、南方向へ約200m行った所の東側道路沿いの場所が、赤い線で網掛けしてある部分で1番案件の場所です。また、その隣に青く着色してある部分が2番案件の場所です。次に、3番案件から6番案件の場所の説明をします。33ページの位置図をご覧ください。図中左右に走っているのが国道9号線です。安来駅から約1.9km東側に行った所に鉄工センター入口交差点があります。その交差点を鉄工センター方面へ約100m行った右側の緑色の線で網掛けされている場所が3番案件の場所です。そこから南隣の住宅をコの字型に囲うような形状でピンク色に着色されている場所がありますが、これが4番案件の場所です。さらに先程の3番案件の北隣の紫色に網掛けされている場所と、紫色に着色されております線上になっている場所が5番案件の場所です。それからその南側にこれも線上になっておりますが、赤線で網掛けされております場所と、それからその北側に赤く着色されている場所が6番案件の場所です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第10 報第139号 農地法第18条の規程による通知について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

34ページをご覧ください。報第139号 農地法第18条の規定による通知について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。続いて35ページから37ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、9件で全て、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第11 報第140号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

38ページをご覧ください。報第140号 土地改良区からの地目変更届出の通知について 上記のことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知があったので報告するものです。36ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第32回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後0時10分)